

## 令和2年度愛正園事業報告

### 事業実施の状況

日本の障害者福祉施策は、平成12年の社会福祉基礎構造改革以降、障害者権利条約の批准に向けて国内法が大幅に改正・整備されるなど、めまぐるしく変わってきました。いや、まだまだ変化を続けていると言えます。愛正園はその都度しっかりとその変化を把握・理解し、国の施策と愛正園の運営基本方針とがブレないように慎重かつ大胆に施策を実践してきました。その結果が現在の安定した運営・経営に繋がっているといっても過言ではないと思われます。今後もその基本的考え方や方向性を変えることなく実践していきます。新型コロナウイルス感染症対策で愛正園が所属している各団体の会議・研修等はほぼ全て中止になっています。しかし積極的にリモート・動画配信等研修に参加しました。また令和2年度は元年度に続き県による福祉施設一般検査の実施はありませんでしたが、自分たちの業務の確認および見直しのため規定通りの提出資料を作成しました。

○令和2年度は長年実施に踏み切れなかった第三者評価受審を事業目的の一つに掲げ、先ず受審のための茨城県が認証する評価機関を探しました。9月に県内の評価機関と契約し、12月22日に評価機関から提示された訪問調査に必要な書類と利用者様アンケート、管理者（施設長）及び全職員の自己評価票等を郵送で提出しました。書類審査後、令和3年1月27日、28日の二日間にわたり3人の調査員による訪問調査が実施されました。その後、調査員が協議や合議により評価結果を取りまとめ、愛正園にその評価報告書が届けられ、3月末には茨城県のホームページ及び愛正園のホームページとで公表しました。

先ず、評価機関を選定するにあたり茨城県が認証している評価機関は8事業所ありましたが、県内に拠点を置く機関は8事業所中1事業所のみで他は全て他都県に所在しており、かつ障害者支援施設の評価実績も少なく甚だしく選択肢が狭められました。更に昨年来の新型コロナウイルス感染症対策におけるさまざまな制約が現状としてあり、平成29年2月全国社会福祉協議会が発行した「福祉サービスの第三者評価受け方・活かし方」のテキストにある「評価機関情報や説明をよく確認して、自らの施設に適していると考えられる評価機関を選定する」ということはできませんでした。また自己評価票には第三者評価をかつて受審していることを前提とした設問が繰り返しあり、初めての受審では当然回答にチェックを入れることは出来ませんでした。職員の自己評価についても経験年数の浅い若手の職員では設問の趣旨や言葉の意味そのものを十分に理解して回答を導くことが難しい設問も多く、経験年数に拘らず管理者以下全て同じ設問であること等に疑問を感じました。現時点では第三者評価が義務化されていないとは言え、これら設問のあり方については一考を要するのではないかと思われました。上記全社協テキストには、第三者評価の目的は『評価結果は施設の理念や基本方針を具体化し、よりよい福祉サービスに向けた「達成度」を示すものとなります』とありましたが、評価機関による評価報告は茨城県が平成29年2月に作成したガイドラインに沿って画一的に評価指摘を受けたと思われる内容であり、すべての設問に於いてマニュアルや記録の有無に評価視点が終始していました。これでは実状に沿った評価とは言い難く、弊施設の特性とし

て愛正園基本方針「個人の尊重」に基づき永年大切にしてきた「手のぬくもり」「利用者様ご家族との信頼関係」、同じく「医療に裏付けられた福祉の推進」を実践すべく同系医療法人立の協力を得て取り組み築いてきた医療的ケアや看取りなど、マニュアルには表記されていませんが弊施設現場に永年に亘り熱くかつ脈々と息づいている施設のそれらの現状が評価結果に表れて来ないことにも疑問を感じました。しかし今回、第三者評価を受審したことで自分たちのサービス提供の取り組み等を見直す或いは確信を持つ良いきっかけになりました。職員の意識もたかまりました。第三者の評価結果を真摯に受け止め職員間で共有し、改善しなければならないことは改善すべく取り組みます。

○新型コロナウイルス感染症対策として「感染症マニュアル」を基に、「さくら作戦 ①個人が発生した場合の個別対応のシミュレーション訓練 ②クラスター(集団感染)が発生した場合のシミュレーション訓練」等を実施して組織的に感染症への対応力を強化することに継続して取り組みました。そしてあらゆる感染対策を徹底しながら、必要かつ求められるサービスを変わずに提供していくこと、事業継続計画(BCP)を策定し、①利用者の安全確保 ②サービスの継続 ③職員の安全確保に継続して取り組みます。

○障害福祉サービスのニーズが多様化し、サービスの質の向上が求められる一方で、福祉施設は深刻な人材不足にも直面しており、人材確保・定着に向けた取り組みが求められています。この「サービスの質の向上」を目指して提供するサービスを支えていくのは職員です。令和2年度の愛正園は職員の配置基準は充足していましたが、利用者様へのより良いサービスの提供、また利用者様の高齢化・重度化に伴い年々増大、増幅する支援内容や質量から考えると現実的な人員不足は決して否めません。更に新型コロナウイルス感染症対策でハローワークや茨城県人材センターの事業所説明会等の開催回数が少なくなり、求人のための近隣の高等学校訪問等も難しくなっています。そのような状況下でも介護実習生の受け入れについては感染症対策を徹底し積極的に取り組みました。また障害者雇用も実施しました。

○近年、利用者様の重度化・重症化、さらに疾病の重症化も顕著になっており、医療的ケアの必要性が増し、求められる医療的ケアの難度もますます高くなってきています。同系医療法人は勿論、地域の医療機関との連携強化に努めるとともに、利用者様お一人おひとりの生活環境の改修改善などサービス提供のあり方を改めて見直し、求められる医療的ケアの提供に一層取り組みました。さらに「看取り介護」については医師の指導を受けつつ利用者様やご家族が安心して生活できる支援体制づくりを進め、平成30年度から9件の看取り介護を実施しました。また家族関係の希薄化・親亡き後問題も継続して検討していきます。

○「障害者の虐待防止」「障害者の差別解消」「施設における身体拘束・安全保護」「リスクマネジメント」等について今まで以上に配慮しながら取り組みました。特に「被虐待者保護」については「生活の場の提供」から一歩進んで「安全で安心できる生活の場の提供」のためのサービス提供に努めました。地域貢献の一環として地元高萩市

はじめ近隣市町村との連携を深め、被虐待者保護の緊急対応なども含めた地域貢献に引き続き取り組みました。

○国の提唱する「地域共生社会」の中に於ける入所施設の位置づけ役割が未だに明確に示されていませんが、地域コミュニティのなかに入所施設があること自体が既に役割となっているのではないかと思います。高萩市に愛正園がある・愛正園にいけばゆっくり入浴ができる・美味しい食事が食べられる・暖かいベッドで眠れるなど地域で暮らす障害者にとって安心できる場を提供する、そのことに引き続き取り組んでいきます。

#### ○施設入所支援

愛正園には相当数の方が入所希望待機登録されており、その中でも同系医療法人との連携があることから医療的ケアを必要とする重度障害者の利用希望が絶えません。またグループホームに入所中の障害者のご家族から、家族の高齢化による介護負担の増大、障害の重度化や疾病の重症化によりグループホームとの契約更新が出来ない等、施設入所希望の相談も顕著に多くなってきました。この現状こそが、障害者支援施設愛正園の存在意義・役割であると強く認識し、今年度も多くの重度の障害者ならびに医療的ケアを必要とする障害者の支援に取り組みました。

#### ○生活介護サービス

家庭の事情、介護者の都合等から日中の介護者不在の在宅障害者支援、また入浴機器を使っただけの入浴等、施設だからこそ提供できるサービスを希望される障害者が地域には数多くおられます。愛正園では入浴や食事の提供だけでなく、生活リハビリや各種クラブ活動・レクレーション等日中の時間を楽しむサービスの提供に取り組みました。さらにできるだけ長くご家族と一緒に地域社会で生活出来るように、またご家族がご自分のために使う時間の支援も、地域貢献の一つと考え引き続き取り組んでいきます。

#### ○短期入所事業

生活介護サービスと組み合わせて、障害者ご自身やご家族の都合に合わせた一定期間の利用、また介護者の都合や介護者不在によって居場所がなくなってしまった障害者の長期の利用、さらに社会的に大きな問題になっている被虐待者保護のための利用等、多種多様な利用目的に対応しました。特に被虐待者保護については実施機関および関係機関と連携を図り迅速に対応しました。また新型コロナウイルス感染症拡大に伴い必要な在宅サービスの利用ができなくなり在宅生活維持が困難となった地域の障害者を受け入れました。しかし新型コロナウイルス感染症拡大に伴い万一の感染者発生に備えて短期入所用個室2室を緊急時の隔離室として通常時の提供を停止したことも大きな原因となり利用率低下は避けられませんでした。今後も施設内の感染防止対策を徹底し、利用前のPCR検査等の実施等利用者様やご家族、また実施機関と相談しながら安心して利用していただけるよう取り組んでいきます。

#### ○日中一時支援事業

市町村の地域生活支援事業の一つで、愛正園は高萩市を含む近隣のいくつかの市町村

と提携しています。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い特別支援学校の生徒さんの利用はありませんでしたが、引き続き提携市町村や各特別支援学校と連携し有効に利用を勧めるように取り組んでいきます。

○ 指定特定相談支援事業

実施している事業所が大変少ない実状があり多数の相談依頼を受けています。相談支援専門員2名体制で、より積極的に相談業務に対応しました。